

児童相談所虐待対応ダイヤル



189(イチハヤク)

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

6 ひとり親家庭のために

ひとり親家庭の相談窓口

- ・家庭子ども相談課
- ・久留米市母子寡婦福祉会 【TEL・FAX 39-2277】
バスハイクや季節のイベント実施、ひとり親家庭に特化した奨学金等情報提供を行っています。父子家庭の方もお気軽にご相談ください。
- ・ひとり親サポートセンター【TEL 32-1140・FAX 38-1237】
就業相談や就業支援講習会、養育費に関する相談を行っています。

経済的な支援

ひとり親家庭等医療費助成制度

チェック欄

ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します(入院時の食事代や部屋代等を除く)。学年などに応じて一部自己負担があります。

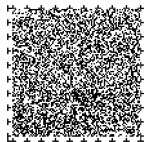
対象

- ①18歳未満の児童を養育するひとり親家庭のひとり親と児童
- ②父母のない児童等

申請に必要なもの

- ①対象者全員分の健康保険の内容がわかるもの
 - ②児童扶養手当証書または遺族基礎年金証書
 - ③戸籍謄本
 - ④対象者のマイナンバーがわかるもの
- ※ 上記のほかにも所得制限などの要件があるため、まずはご相談ください。

問合せ先 医療・年金課



児童扶養手当

チェック欄

ひとり親家庭等に対し、手当を支給します。

対象 18歳になって最初の3月31日までの間にある児童(または20歳未満の障害児)を監護しているひとり親または養育者
※ 所得制限ほか一定の要件あり。詳しくはおたすねください。

問合せ先 家庭子ども相談課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

母子父子寡婦福祉資金(貸付)

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭や寡婦に対し、生活資金や就学支度資金など12種類の資金の貸付を行っています。

問合せ先 家庭子ども相談課

ファミリー・サポート・センター(利用料助成)

ひとり親家庭等の保護者は「ファミリー・サポート・センターくるめ」の利用料の一部助成を受けられます(所得制限あり)。

詳しくは、28ページをご覧ください。

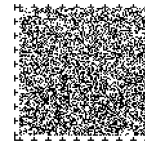
問合せ先 こども子育てサポートセンター

養育費確保支援事業

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取れることを支援するために、次の費用を補助しています。申請期限や必要書類等はお尋ねください。

費用の種類	補助上限額
養育費の取り決めにかかる公正証書などの作成費用等	3万円
養育費保証契約の保証料	5万円

問合せ先 家庭子ども相談課



くらしに関する支援など

母子生活支援事業

経済的な困難や養育上の課題などさまざまな事情を抱える母子家庭等の母とその子ども(18歳未満)を対象に、母子支援員の訪問等により、自立を促進するための支援を行います。

問合せ先 家庭子ども相談課

JR通勤定期の割引制度

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JRの列車で通勤する場合に、通勤定期券を3割引で購入できる制度です。

申請に必要なもの 特定者資格証明書

※ 特定者資格証明書(有効期限内)をお持ちでない方は、

- ①児童扶養手当証書、②印鑑、
- ③写真1枚(6か月以内に撮影した縦4cm、横3cmの正面上半身のもの)

問合せ先 家庭子ども相談課

！
ご存知
ですか

ひとり親家庭日常生活支援事業

ひとり親家庭等の保護者が急な病気や残業のときなどに、家庭生活支援員を派遣して家事を行います。※ 事前に利用登録が必要です。

世帯の種類	利用料
生活保護・市県民税非課税世帯	無料
児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある世帯	150円
上記以外の世帯	300円

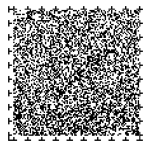
支援の内容 炊事・洗濯・掃除・買い物

登録に必要なもの

- ①戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証のいずれか
- ②世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のもの)
- ③所得証明書等(不要の場合あり)

問合せ先 久留米市母子寡婦福祉会

【TEL・FAX 39-2277】



ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業

ひとり親家庭等で、仕事により保護者の帰宅が遅いなどの理由により養育に課題がある家庭の小学生・中学生について、次の区分のいずれかにより、支援します。※利用条件あり。詳しくは事業者にお問い合わせください。

支援区分	支援内容	実施日	実施時間
拠点型サービス	事業所に通所して、食事支援・学習支援・相談支援を実施します。	月・水・土	午後6時～午後9時30分
派遣型サービス	事業所の職員が自宅に訪問し、学習支援・相談支援を実施します。	火・木・金	午後6時～午後9時30分 ※週1回1時間程度

問合せ先 委託事業者 NPO法人 わたしと僕の夢【TEL 36-2626】

7 子どもの成長・発達に関する相談

落ち着きがない 話は上手だけど一方的 極端に不器用
思いどおりにならないとパニックになってしまう など

子どもの成長や発達について気になることがあるときは、下記窓口へご相談ください。

気になるお子さんの相談

就学前で、身体面、精神面、行動面など気になることがある子どもの相談に、小児科医・臨床心理士が応じます。

◆月4回程度 水曜日 ※予約制

問合せ先 こども子育てサポートセンター

幼児教育研究所の発達相談

子どもの様子で心配なことなど、成長や発達に関する相談に応じます。また、必要に応じて発達検査や医師による診察を行い、療育や訓練を開始します。また、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等への巡回相談を行っています。

問合せ先 幼児教育研究所

